特 別 徴 収 義 務 者　様

栃木県
塩谷郡 高根沢町長　神　林　秀　治

特別徴収義務者の指定について

地方税法第 41 条、第 321 条の 4、及び第 328 条の 5 並びに高根沢町町税条例第 45 条第 1 項及び第 53 条の 6 の規定によって、あなたを特別徴収義務者に指定します。

取扱いにご留意のうえ、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

町民税・県民税・森林環境税　特別徴収事務取扱いについて

町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、関係各位の多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
特別徴収の方法や手続き等について説明いたしますので、よくご覧いただきご協力くださるようお願いいたします。

1　特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務があるもので、地方税法の規定によって指定されたものをいいます。

2　町・県民税、森林環境税を特別徴収される人

本年１月１日現在　高根沢町　に住所を有し、昨年中に給与の支払いを受け、かつ本年４月１日現在において給与の支払いを受けている人、及び本年中に退職所得の支払いを受けた人。

3　納税義務のない人

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
(2) 身体障害者、未成年者（平成 19 年１月３日以降出生のもの）、寡婦またはひとり親。ただし、これらの人でも昨年中 135 万円を超える合計所得金額がある場合は課税されます。
(3) 町・県民税：前年中の合計所得金額が 28 万円×（控除対象配偶者＋扶養親族＋1）+10 万円＋17 万円（控除対象配偶者、扶養親族を有する場合）以下の人。
森林環境税：前年中の合計所得金額が 28 万円×（控除対象配偶者＋扶養親族＋1）+10 万円＋16.8 万円（控除対象配偶者、扶養親族を有する場合）以下の人。

4　徴収及び納入について

毎月、給与を支払う時に特別徴収税額通知書の「納付額」欄に記載された金額を納税者より徴収して、翌月 10 日までに納入書に必要事項を記載し、指定金融機関に納入してください。

納期限（翌月 10 日）までに完納しない場合は、法律の定めるところにより延滞金を納入しなければならないとともに滞納処分を受けることになります。

なお、督促状が発せられてから納入した場合は督促手数料を納入しなければなりません。

※口座振替による納付がご利用いただけます。手続き等、詳細につきましては高根沢町役場税務課住民税係までお問い合わせください。

5　納税者の退職転勤等について

納税者が年の中途で退職又は転勤し徴収できなくなったときはその月まで徴収し翌月 10 日までに「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の上段の各欄に記載して提出してください。

転勤した人が新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には届出書上段の各欄に必要事項を記入し新勤務先へ回付してください。

新勤務先では下段Ａ特別徴収継続の各欄に必要事項を記入し課税市町村へ送付してください。

※なお年の途中で退職した場合の徴収方法については下記のとおりとなります。

(1) その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合は、「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動　届出書」のご注意２を参照してください。
(2) その年の 12 月 31 日までに退職した人でまだ徴収されていない残りの税額を退職手当などからまとめて徴収されることを申し出た場合は、一括徴収になります。
(3) 翌年の１月１日以降４月 30 日までに退職した人で(1)に該当しない人の場合は本人の申し出がなくても給与又は退職金から残りの住民税の額を一括徴収することになります。

6　退職手当を支給するとき

退職手当を支払われる場合、「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引き」をご覧になり、税額を算出し納入書裏面の納入申込書に記載のうえ納入してください。

7　徴収税額の変更通知について

既に通知した税額を変更する必要が生じたときは特別徴収税額の変更通知書を送付しますから変更された金額にて徴収してください。

8　納税者への税額通知書等の交付

送付します納税者への税額通知書等はすみやかに各納税者に交付してください。

なお、退職等により交付出来ない人がある場合は「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」をつけて返送してください。

納　税　の　し　か　た

【納付書で納める】

納める場所　**高根沢町指定金融機関**　(株)足利銀行全店※

高根沢町収納代理金融機関　塩野谷農業協同組合全店※
(株)栃木銀行全店※
烏山信用金庫全店※

高　根　沢　町　会　計　課

【口座振替で納める】

※印のついている金融機関及び(株)ゆうちょ銀行は口座振替が可能です。ぜひご利用ください。

【ｅＬＴＡＸ共通納税で納める】

新しい納税方法として、ｅＬＴＡＸ共通納税が始まりました。
事業所様でお使いの金融機関が町の収納代理金融機関以外でも、手数料無料で、口座から引き落としできます。

従業員の住民税特別徴収でこんなお悩みありませんか？！
・納付のために毎月銀行へ行くのが面倒…
・複数自治体に納付しているから管理が大変…
・自治体指定の金融機関が近くにないし、いつもの銀行だと手数料がかかる…

そんな時は！！eLTAX 共通納税が大変便利です！！（手数料無料）
詳しくは eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/）をご覧ください。